

平成 30 年度 事業 計画 書

1 平成 30 年度重点施策

(1) 一般社団法人としての確な公益目的支出計画の実行（継続実施）

平成 24 年 4 月 1 日付で特例民法法人から一般社団法人に移行したことに伴い、認可された公益目的の財産額（273,627,149 円）を公益目的支出計画に則って 7 年間で費消することとしています。

7 年目に当たる平成 30 年度は、継続事業である許認可申請支援事業に 23,095,060 円（^注 20,285,334 円）、登録点検支援事業に 19,609,940 円（^注 15,421,707 円）、機関誌発行事業に 7,484,900 円（^注 7,132,670 円）、共通事業に-587,000 円で、合計 49,599,900 円を支出していきます。

平成 29 年度末の公益目的財産残額が 206,159 円ですので、計画どおり平成 30 年度末をもって公益目的財産残額が 0 円以下（-49,393,741 円）となり、公益目的支出計画が完了する予定です。

注（ ）内の数値は、公益目的支出計画における見込額

(2) 人材育成の支援（継続実施）

登録検査等事業者（会員であって点検の事業のみを行う者を主たる対象者とする。）の無線局登録点検員のスキルアップとコンプライアンスを図るため、平成 26 年 2 月から開始し、平成 30 年 3 月末をもって 725 名（登録点検員の約 75.5%）の方々に研修修了証を交付しています。この研修会への参加は任意であります。研修会の前段では各総合通信局より直近の電波行政の動向や登録点検時における法令違反事例説明など、会員事業者として実施すべき業務の一環として、また社員の人材教育支援として今後も継続実施し、その定着化を図ります。

また、会員の後継者の育成のために、登録点検員の資格である第四級海上無線通信士の資格取得のための通信教育と直前講習を例年通り実施するなど、平成 30 年度も引き続き人材育成の支援を行います。

(3) 電子申請の推進（継続実施）

電子申請は数年前より各支部で講習会を開催するなど徐々に定着し、毎年数%上昇しており、平成 29 年度の MSS（特定船舶局）は平均 40.3%（新設 40.9%、再免 47.2%）、RO（無線航行移動局）は平均 50.8%（新設 55.0%、再免 53.3%）となりました。しかしながら書面申請に比べ、会員の手間の増大や支部事務局の支援作業に手間を要し、国の目標の 70%には遠く及びません。平成 31 年 1 月に予定されている無線局免許手続規則の全面改正を見据えながら、平成 30 年度は協会全体で 50% 超えを目指し各支部と連携を取りながら進めていきます。

(4) 無線局免許申請様式変更に伴う対応（A4 版縦型対応）

無線局免許手続規則等の省令改正（平成 31 年 1 月 1 日施行予定）により無線局免許申請書等の様式が A4 版横型から A4 版縦型に変更され、総務省の総合無線局管理システム（PARTNER）のソフト変更も行われ電子申請も大幅に変更となる見込みです。会員への周知等遺漏のないよう的確に対応していきます。

2 適正かつ円滑な許認可申請支援事業の実施（継続事業関連）

(1) 許認可申請支援事業として、会員等が地方総合通信局に提出する海上関係に係る無線局申請書等の関係書類の事前点検を適正かつ円滑に実施します。

(2) 海上関係の無線局申請書等の作成に関連した相談の受付及び関係資料の情報提供に努めます。

(3) 申請書類作成簡易ソフト（新 MSS 楽々申請書）の頒布を行い、会員の要望に沿った最新ソフトの提供を行います。

(4) ラジオ・ブイの識別符号の付与等の支援業務を行います。

(5) 申請手続をサポートするため、平成 25 年発行の総務省衛星移動通信課監修の「船舶局等申請の手

引」を利用して、会員及びその従業員を対象に講習会を開催して関係法令の周知を行います。

(6) 国際 VHF のチャンネル用途変更に伴う変更手続や損失補償請求について、周知を行います。

3 適正かつ円滑な登録点検支援事業の実施（継続事業関連）

(1) 登録点検支援事業として、会員等が地方総合通信局に提出する海上関係無線局に係る点検結果通知書等の関連書類の事前点検を適正かつ円滑に実施します。

(2) 海上関係無線局に係る検査を円滑に行うため、登録点検等の無線局検査に関連した相談の受付及び関係資料の情報提供に努めます。

(3) 登録検査等事業者制度の登録点検員を対象に、平成 25 年発行の総務省電波環境課・衛星移動通信課監修の「登録検査等実施マニュアル」を使用して重点施策のとおり研修会を開催して点検員の技能向上を図るとともに会員及びその従業員を対象に周知会、講習会等も実施します。

4 厳正な測定器較正事業の実施

(1) 無線局の登録点検及び検査の適正な実施に資するため、測定器等較正業務規程及び同細則に基づき、登録検査等事業者が所有する測定器の公正かつ厳正な較正を実施します。

(2) 較正用標準器の効率的な利用を図るため、使用実態に基づき支部間の共用を維持します。

5 広報関係事業

広報委員会を設置して機関誌「むせんこうじ」及びホームページの充実に努めます。

(1) 機関誌発行事業（継続事業）

定款に定める事業の円滑な遂行を図るため、隔月単位で機関誌「むせんこうじ」を発行し、会員及び関係団体に配布します。

(2) ホームページ関連事業

公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を定款及び関連法令に則り積極的に公開します。

6 船舶無線事業者の知識・技能の向上のための支援策の推進

(1) 海上通信及び電波利用航法システムの多様化・高度化に関する情報の収集と提供に努めます。

(2) 将来の船舶無線工事に従事する者を育てるため、重点施策のとおり第四級海上無線通信士等の資格取得支援の一環として通信教育及び直前講習などを実施します。

7 海上通信の安心・安全及び電波法令違反の未然防止を図る活動の実施

(1) 「コンプライアンス（法令遵守）の確立」を重視し、会員が電波法令違反に関与しないよう関係者と協議を進めます。

(2) 海上通信の安全及び安心、電波法令違反の未然防止を図る各種行事に参画します。

8 表彰・推薦

当協会会員、従業員及び船舶無線関係者などのたゆまぬ研鑽を称え、表彰規程に則り表彰を行うとともに、関係者の叙勲、褒章その他の表彰について、関係機関へ候補者を推薦します。

9 関係団体との連携

本協会の円滑な事業運営と発展に寄与するため、関係団体等との情報交換等相互の連帯強化を図ります。

10 その他

その他、本協会の目的を達成するために必要な事項について、適宜、適切な施策を推進します。